

横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻計量管理規程

(目的)

第1条 この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づき、横浜市鶴見区末広町1丁目7番29所在の横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻（以下「鶴見キャンパス」という。）における法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得たすべての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第2条 鶴見キャンパスにおける核燃料物質の計量管理のため、計量管理責任者を置くものとする。

2 鶴見キャンパスにおける計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行う。

3 鶴見キャンパスにおける計量管理責任者は、生命医科学研究科長とする。ただし、計量管理実施者は別に研究棟A305号室管理者とする。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 鶴見キャンパスにおける核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、鶴見キャンパス研究棟A305室全体をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

2 鶴見キャンパス研究棟A305室のMBA符号は、KLJDとする。

(受入れ、払出し又は廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者または計量管理実施者は、核燃料物質の受入れ、払出し又は廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。ただし、最終的な内容確認は計量管理責任者が行う。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者または計量管理実施者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。ただし、最終的な内容確認は計量管理責任者が行う。

(事故損失に関する手続)

第6条 計量管理責任者または計量管理実施者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録するものとする。ただし、最終的な内容確認は計量管理責任者が行う。

(記録)

第7条 計量管理責任者は、第4条、第5条及び第6条の記録を作成し、作成後10年間鶴見キャンパスに保存するものとする。

2 前項の記録には、次の各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む）
- (5) 核燃料物質の種類

(6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間鶴見キャンパスに保存するものとする。

(報告)

第9条 計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第20項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該機関の経過後1月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

附 則

本規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成25年4月1日から施行する。